

種 類：規則
議 決：九州支部役員会
制定期日：平成 27 年 11 月 10 日
改定期日：2021 年 1 月 26 日

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会 九州支部役員会規則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この役員会は、プロジェクトマネジメント学会九州支部役員会（以下「役員会」という。）と称する。

(事務局)

第 2 条 この役員会の事務局はプロジェクトマネジメント学会九州支部事務局に置く。

第 2 章 役 員

(役員構成)

第 3 条 役員会は、プロジェクトマネジメント学会九州支部会則第 8 条で規定する役員をもって構成する。

第 3 章 役員会

(招集)

第 4 条 役員会は、プロジェクトマネジメント学会九州支部会則第 9 条に基づき、原則として年 2 回以上開催する。

2 役員会は、プロジェクトマネジメント学会九州支部支部長（以下「支部長」という。）が招集する。

3 役員会を招集するときは、日時、場所、予定議案を記載した書面または電子メールをもって、開催日の 5 日前までに各役員に通知しなければならない。

4 前号に拘わらず、支部長が必要と認めた場合は、随時開催できるものとする。

5 役員会の実施方式は、インターネットなどによるオンライン会議の開催を妨げるものではない。

(議長)

第 5 条 役員会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数)

第6条 役員会は、役員の過半数の出席がなければ、開催できない。ただし、該当事項について、あらかじめ書面または電子メールをもって意思を表示した者または表決の委任者は出席者とみなす。

(決議)

第7条 役員会の決議は、役員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、該当事項について、あらかじめ書面または電子メールをもって意思を表示した者または表決の委任者は出席者とみなす。

(議事録)

第8条 役員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(議案)

第9条 役員会の議案は、決議事項及び報告事項で構成する。

2 決議事項は以下のとおり

- ①年度活動計画案
- ②年度収支予算案
- ③支部総会議案
- ④その他

3 報告事項は以下のとおり

- ①年度活動計画に基づく活動状況
- ②年度収支予算に基づく収支状況
- ③研究会活動状況
- ④幹事会活動状況
- ⑤支部会員状況
- ⑥その他

附 則

この規則は2016年1月1日から施行する。

附 則

第4条(5) オンライン会議条項、及び第6条第7条のただし書き(委任状に関する条文)は2020年度の役員会議決により追加改定。2021年度よりこれを施行する。